イの事業所の労働者（日雇労働者を除く。）を解雇した事業主（労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

二　（略）

（削る）

第一号イの事業所の労働者（日雇労働者を除く。）を解雇した事業主（労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

二　（略）

6　令和二年四月八日から同年六月三十日までの期間中の休業等に関し、新型コロナウイルス感染症関係事業主であつて次の各号のいずれにも該当するもの（次項に該当する事業主を除く。）に対する第四項の規定の適用については、同項中「算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額」とあるのは「算定した額のうち、職業安定局長が定める方法により算定した額の五分の三までの部分の額の十分の九の額に、当該職業安定局長が定める方法により算定した額の五分の三を超える部分の額を加えた額」とする。

一　基準期間において、第百二条の三第一項第一号イの事業所の労働者（日雇労働者を除く。）を解雇した事業主（労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

二　第百二条の三第一項第一号イの事業所において役務の提供を行つていた派遣労働者又は期間の定めのある労働契約を締結する労働者であつて基準期間内に離職したものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

三　中小企業事業主であること。

四　第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の休業等に係る手当又は賃金の支払率（就業規則その他これに準ずるものにより算定した当該手当又は賃金の支払の基礎となつた期間における平均賃金に占める支払つた休業等に係る手当又は賃金の割合をいう。次項第四号において「休業手当等支払率」という。）が五分の三を超える事業主であること。

（削る）

6　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の休業等に係る同号及び同条第三項の規定の適用については、同号イ⑵ⅰ中「行われるもの」とあるのは「行われるもの若しくは労働者の雇用の安定を図るために必要なものとして職業安定局長が定めるもの」と、同号イ⑸中「十五分の一」とあるのは「三十分の一」と、「二十分の一」とあるのは「四十分の一」と、「以上となるもの」

7　令和二年四月八日から同年六月三十日までの期間中の休業等に関し、新型コロナウイルス感染症関係事業主であつて次の各号のいずれにも該当するものに対する第四項の規定の適用については、同項中「算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額」とあるのは「算定した額」とする。

一　基準期間において、第百二条の三第一項第一号イの事業所の労働者（日雇労働者を除く。）を解雇した事業主（労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

二　第百二条の三第一項第一号イの事業所において役務の提供を行つていた派遣労働者又は期間の定めのある労働契約を締結する労働者であつて基準期間内に離職したものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

三　中小企業事業主であること。

四　休業手当等支払率が一以上又は休業等に係る手当又は賃金が基本手当日額の最高額を超える事業主であること。

五　新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のために必要があるものとして職業安定局長が定める要件に該当する事業主であること。

8　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の休業等に係る同号及び同条第三項の規定の適用については、同号イ⑵ⅰ中「行われるもの」とあるのは「行われるもの若しくは労働者の雇用の安定を図るために必要なものとして職業安定局長が定めるもの」と、同号イ⑸中「十五分の一」とあるのは「三十分の一」と、「二十分の一」とあるのは「四十分の一」と、「以上となるもの」